

大田市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月4日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第9号

大田市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則の一部を改正する規則

大田市市税等のコンビニエンスストア等収納事務委託に関する規則（平成25年大田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条及び第158条の2」を「第243条の2第1項」に、「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項」を「及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条」に改め、「、農業集落排水施設使用料、生活排水施設（浄化槽）使用料、生活排水施設（浄化槽）分担金」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。